

令和6年度 地域福祉活動助成事業実施要項

(「赤い羽根共同募金」地域福祉事業費配分事業)

1. 目的

かほく市社会福祉協議会では、市民の善意により寄せられた「赤い羽根共同募金」による配分金を活用し、市内における福祉団体等の活発な活動・事業の推進及び組織発展を目的として、助成金による支援をします。これにより、市内福祉活動の推進及び積極的な参加に寄与することを図ります。

2. 対象団体

本会が指定する次の福祉団体等を対象とします。

(1) 当事者等を主な会員として構成する福祉団体等

- ①かほく市内に活動の拠点を置くこと
- ②上部組織（県、市郡組織等）に所属もしくは参画していること（または、過去に所属・参画していた実績があること）
- ③本年度における事業・活動の実施を計画的に遂行できること

3. 対象事業

次に該当する事業を対象とします。

- (1) 会員等の構成員相互の交流、情報交換等を目的とする活動・事業
- (2) 組織発展に寄与することを目的とする活動・事業
- (3) 地域福祉の推進を目的とする活動・事業

ただし、以下についての事業・経費は対象外とします。

(1) 対象外事業

- ① 政治・宗教・組合の運動の手段として行う事業
- ② 営利を目的とした事業

(2) 対象外経費

- ① 人件費
- ② 役員会や運営に係る経費
- ③ 単に備品購入のための経費

※ 備品購入については、事業の実施において必要不可欠と認められる場合は除きます。

4. 助成金額（予定）

市単位の団体 1団体あたり 80,000円

5. 助成事業実施期間

令和6年7月下旬～令和7年3月31日までに実施する事業

6. 提出方法・受付期間

(1) 提出方法

「事業計画書」（様式1）に必要事項をご記入のうえ、下記までご提出ください。
提出は、来所または郵送で受け付けます。ファックスでのご提出はご遠慮ください。

(2) 受付期間

令和6年5月15日～6月21日まで

なお、受付期間を過ぎたものについては受付をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

7. 審査

受付期間終了後、7月下旬までに審査します。

8. 助成金の決定および交付

審査を経て、助成金交付の決定をし、助成金交付決定通知書を申請者に通知します。

併せて「請求書」(様式2)及び「事業完了報告書」(様式3)を送付します。

「請求書」を受付した後、速やかに決定金額を交付します。

9. 事業完了報告

事業終了後、「事業完了報告書」をご提出ください。

※ 助成金が有効に活用されていることを周知するため、事業の実施風景の写真や、参加者からのメッセージのご提供にご協力ください。

10. その他

お問い合わせ等は、下記までお気軽にご連絡ください。

11. お問い合わせ・申込先

社会福祉法人かほく市社会福祉協議会 (担当: 館、本多)

〒929-1173 かほく市遠塚口 52-10 七塚健康福祉センター内

TEL (076) 285-8885 FAX (076) 285-2049

令和6年度 地域福祉活動助成事業実施要項

(「赤い羽根共同募金」地域福祉事業費配分事業)

1. 目的

かほく市社会福祉協議会では、市民の善意により寄せられた「赤い羽根共同募金」による配分金を活用し、市内における福祉団体等の活発な活動・事業の推進及び組織発展を目的として、助成金による支援をします。これにより、市内福祉活動の推進及び積極的な参加に寄与することを図ります。

2. 対象団体

本会が指定する次の福祉団体等を対象とします。

(1) 当事者等を主な会員として構成する福祉団体等

- ① かほく市内に活動の拠点を置くこと
- ②-1 上部組織（県、市郡組織等）に所属もしくは参画していること
- ②-2 過去に上部組織（県、市郡組織等）に所属もしくは参画していた実績があること
- ③ 本年度における事業・活動の実施を計画的に遂行できること

3. 対象事業

次に該当する事業を対象とします。

- (1) 会員等の構成員相互の交流、情報交換等を目的とする活動・事業
- (2) 組織発展に寄与することを目的とする活動・事業
- (3) 地域福祉の推進を目的とする活動・事業

ただし、以下についての事業・経費は対象外とします。

(1) 対象外事業

- ① 政治・宗教・組合の運動の手段として行う事業
- ② 営利を目的とした事業

(2) 対象外経費

- ① 人件費
- ② 役員会や運営に係る経費
- ③ 単に備品購入のための経費

※ 備品購入については、事業の実施において必要不可欠と認められる場合は除きます。

4. 助成金額（予定）

対象団体(1)-②-1に該当する市単位の団体	1団体あたり	80,000円
対象団体(1)-②-2に該当する市単位の団体	1団体あたり	40,000円

5. 助成事業実施期間

令和6年7月下旬～令和7年3月31日までに実施する事業

6. 提出方法・受付期間

(1) 提出方法

「事業計画書」（様式1）に必要事項をご記入のうえ、下記までご提出ください。
提出は、来所または郵送で受け付けます。ファックスでのご提出はご遠慮ください。

(2) 受付期間

令和6年5月15日～6月21日まで

なお、受付期間を過ぎたものについては受付をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

7. 審査

受付期間終了後、7月下旬までに審査します。

8. 助成金の決定および交付

審査を経て、助成金交付の決定をし、助成金交付決定通知書を申請者に通知します。
併せて「請求書」(様式2)及び「事業完了報告書」(様式3)を送付します。
「請求書」を受付した後、速やかに決定金額を交付します。

9. 事業完了報告

事業終了後、「事業完了報告書」をご提出ください。

※ 助成金が有効に活用されていることを周知するため、事業の実施風景の写真や、参加者からのメッセージのご提供にご協力ください。

10. その他

お問い合わせ等は、下記までお気軽にご連絡ください。

11. お問い合わせ・申込先

社会福祉法人かほく市社会福祉協議会 (担当: 館、本多)

〒929-1173 かほく市遠塚口 52-10 七塚健康福祉センター内

TEL (076) 285-8885 FAX (076) 285-2049